沖縄海邦銀行

シーズン定期預金「秋定期預金」
商品概要説明書

（2026 年 10 月 29 日現在）

募集総額 50 億円に達したため、
2026 年 10 月 29 日で販売終了

1. 商品名		シーズン定期預金「秋定期預金」
2. 取扱期間		2026 年 10 月 9 日～2026 年 11 月 30 日
3. 対象となるお客さま		個人のお客さま
4. 預入方法		
	(1)預入方法	一括預入となります。
	(2)預入金額	100 万円以上 1,000 万円未満 ※1 口座あたり上記の金額を限度額とします。同一のお客さまで複数口座への預入も可能ですが、預入金額については複数口座の金額を合算して 1,000 万円未満とします。
	(3)預入単位	1 万円単位
5. 募集総額		50 億円 ※募集総額に達した場合、取扱期間終了前であっても受付を終了する場合があります。
6. 預入期間		定型方式 ： 1 年 ※証書式定期預金・総合口座定期預金のお取扱いができます。 ※満期日経過後は期間 1 年の自動継続（元金継続）となります。
7. 利息		
	(1)適用利率	年 1.1%（税引き後金利 0.876%） 満期経過後は店頭基準金利1年物の利率を適用します。
	(2)利払方法	お利息はあらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金します。
	(3)計算方法	付利単位 ：1 円 1 年を 365 日とする日割り計算を行います。
8. 税金		20.315%源泉分離課税（国税 15.315%、地方税 5%）
9. 中途解約		この預金は、原則として期限前解約できません。やむを得ず期限前解約する場合には、以下の期限前解約利率を適用します。 ①預入期間が 6 カ月未満…解約時の普通預金利率 ②預入期間が 6 カ月以上 1 年未満…約定利率×50% ※小数点第 3 位以下切捨て 注：②は解約日の普通預金利率を最下限金利とします。
10. 払戻方法		継続を停止するときは、満期日までにその旨を申し出てください。 この申出があったときは、この預金は満期日以降にお支払いいたします。
11. その他参考となる事項		当行既存定期預金の中途解約による預け替えは対象外とします。
12. 付加できる特約事項		マル優のお取扱いができます（マル優該当者のみ）
13. 手数料		―

Beyond the Bank
あなたの明日へ

OKINAWA KAIHO 海邦銀行

14. 預金保険制度	本商品は預金保険制度の対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護されます。当行に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円（決済用預金を除く）までとその利息が保護の対象になります。
15. 金利情報の入手方法	店頭または当行ホームページでご確認ください。 https://www.kaiho-bank.co.jp
16. 当行が契約している 指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017-109　または　03-5252-3772 受付時間/月～金　9:00～17:00（祝日・12/31～1/3 等を除く）

シーズン定期預金「秋定期預金」預金規定

Beyond the Bank
あなたの明日へ

OKINAWA KAIHO 海邦銀行

シーズン定期預金「秋定期預金」預金規定

１．預入対象者

（１）この預金は個人のお客さまを対象とします。

２.預入金額

（１）1 口座及び同一のお客さま一人あたりの預入金額は、100 万円以上 1,000 万円未満で 1 万円単位とします。

（２）お客さまの当行既存定期預金の中途解約による預け替えは対象外とします。

３.適用金利

（１）この預金の適用金利は、商品概要説明書にて別途定める預入期間中における当行所定の優遇金利とします。

（２）前項の優遇金利は、当該預入期間について適用するものとします。

４．利息

（１）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書（または通帳）記載の利率によって計算し、満期日に支払います。

（２）継続後の預金の利息については「自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）＜単利型＞」が適用されるものとします。

（３）預入日の 1 年後の応当日における、この預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金します。

（４）この預金を第 6 条第 1 項により満期日前に解約する場合または定期預金共通規定第 10 条の規定により解約する場合には、利息は次の通りとします。

期限前解約利率

① 預入期間が 6 カ月未満…解約時の普通預金利率

② 預入期間が 6 カ月以上 1 年未満…約定利率×50％

※小数点第 3 位以下切捨て

注：②は解約日の普通預金利率を最下限金利とする。

５．自動継続

（１）この預金は、証書（または通帳）記載の満期日に 1 年間の自動継続自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。

（２）この預金の継続後の利率は、継続日における店頭基準金利 1 年物の利率とします。

６．預金の解約

（１）この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

（２）この預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書（または通帳）とともに当行に提出してください。

なお、この預金の一部解約はできません。

７．その他定期預金規定の適用

この預金には、本規定のほか、「定期預金共通規定」及び「自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）＜単利型＞」が適用されるものとします。

８．規定等の変更

（１）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

（２）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

（2026 年 10 月 9 日現在）